

第 2 期浜松市子ども・若者支援プラン(案) に対するご意見ありがとうございました

市民の皆さんからの提出意見と
その意見に対する市の考え方の公表



令和元年 11 月から 12 月にかけて実施しました第 2 期浜松市子ども・若者支援プラン(案)に対する意見募集(パブリック・コメントの実施)に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

意見募集を行った結果、市民 18 人・11 団体から 138 件のご意見が寄せられましたので、それらのご意見とご意見に対する市の考え方を公表いたします。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、適宜要約し掲載しております。

また、お寄せいただきましたご意見を考慮して、「第 2 期浜松市子ども・若者支援プラン」を策定し、令和 2 年 4 月からの実施を予定しています。今後とも、子ども・若者支援に対するご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この内容は、市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) にも掲載しております。

令和 2 年 2 月

浜松市こども家庭部次世代育成課

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

TEL 053-457-2795

FAX 053-457-2039

Eメールアドレス

katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

募集結果

【実施時期】	令和元年11月25日から令和元年12月25日
【意見提出者数】	18人・11団体
【提出方法】	持参(1件) 郵便(0件) 電子メール(20件) FAX(0件) 説明会等(8件)
【意見数内訳】	138件 (提案 12件、要望 83件、質問 43件)
【案に対する反映度】	案の修正 4件 今後の参考 44件 盛り込み済 24件 その他 66件

目次

第1部 総論(意見数26件)・・・1ページ

計画策定にあたって

- 1 基本理念(意見数4件)
- 2 根拠法令(意見数3件)
- 3 計画策定の背景(意見数0件)
- 4 計画の位置づけ(意見数0件)
- 5 計画の期間(意見数1件)
- 6-1 施策の体系(意見数0件)
- 6-2 基本施策と事業(意見数10件)
- 7 推進体制(意見数2件)
- 8 点検及び評価(意見数0件)
- 9 第1期プランにおける取組と成果(意見数0件)
- 10 第2期プランの成果指標と目標(意見数6件)

第2部 子ども・子育て支援事業計画(意見数59件)・・・17ページ

第1章 はじめに

- 1 趣旨(意見数0件)
- 2 経緯(意見数0件)

第2章 浜松市の現況

I 人口・家族・社会に関すること

- 1 人口の推移（意見数 0 件）
- 2 人口構成の推移（意見数 0 件）
- 3 平均初婚年齢（意見数 0 件）
- 4 浜松市の未婚率（意見数 0 件）
- 5 出生数の推移（意見数 0 件）
- 6 合計特殊出生率の推移（意見数 0 件）
- 7 女性の就業率（意見数 0 件）

II 認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会等の利用の状況

- 1 認定こども園（2・3号）・保育所の定員、利用児童数の推移（意見数 0 件）
- 2 認定こども園（1号）・幼稚園の定員、利用児童数の推移（意見数 0 件）
- 3 地域型保育事業の定員、利用児童数の推移（意見数 0 件）
- 4 保育所等の待機児童の状況（意見数 4 件）
- 5 放課後児童会の待機児童の状況（意見数 1 件）

第3章 ニーズ調査結果等について

I 調査の概要

- 1 調査の目的（意見数 0 件）
- 2 調査項目（意見数 1 件）
- 3 調査方法（意見数 0 件）
- 4 回収状況（意見数 0 件）
- 5 調査結果の概要（主なもの）（意見数 1 件）

II 調査結果の考察（意見数 3 件）

第4章 事業計画

I 施策体系（意見数 0 件）

II 提供区域の設定

- 1 考察した諸条件（意見数 5 件）
- 2 就学前における教育・保育、地域型保育事業の提供区域（意見数 0 件）
- 3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域（意見数 0 件）

III 就学前における教育・保育

- 1 質の高い教育・保育の提供（意見数 8 件）
- 2 保育利用率の目標数値（意見数 0 件）
- 3 量の見込み、確保の内容とその実施時期（意見数 4 件）

- IV 地域子ども・子育て支援事業（意見数 19 件）
 - V 認定こども園における教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保（意見数 0 件）
 - VI 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保（意見数 2 件）
 - VII 子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実（意見数 1 件）
 - VIII 子供の貧困対策の充実（意見数 3 件）
 - IX 職業生活と家庭生活の両立（意見数 3 件）
 - X 総合的な放課後児童対策に関する事項（意見数 4 件）
 - XI その他の施策（意見数 0 件）
- ニーズ調査結果（主なもの）（意見数 0 件）

第 3 部 ひとり親家庭等自立促進（意見数 6 件）・・・・・・・・・・67 ページ

第 1 章 はじめに

- 1 趣旨（意見数 0 件）
- 2 経緯（意見数 0 件）

第 2 章 ひとり親家庭をめぐる現状と課題

- 1 ひとり親家庭等の現状（意見数 2 件）
- 2 ひとり親家庭等自立促進の課題（意見数 0 件）
- 3 施策体系（意見数 0 件）

第 3 章 具体的な支援施策

- 1 子育て・生活支援（意見数 3 件）
- 2 就業支援（意見数 1 件）
- 3 養育費確保支援（意見数 0 件）
- 4 経済的支援（意見数 0 件）

第 4 部 若者支援（意見数 16 件）・・・・・・・・・・87 ページ

第 1 章 はじめに（意見数 1 件）

第 2 章 若者をめぐる現状と課題

- I 若者の現状
 - 1 社会環境の変化（意見数 0 件）
 - 2 浜松市の若者の現状（意見数 7 件）
- II 若者支援の課題（意見数 0 件）

第3章 施策の展開

I 施策の柱（意見数 0 件）

II 施策の柱（意見数 1 件）

III 具体的な支援施策

施策の柱 1 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進
（意見数 1 件）

施策の柱 2 困難を抱える若者とその家族への支援（意見数 6 件）

巻末資料（意見数 0 件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113 ページ

用語の定義（意見数 0 件）

児童人口推計（意見数 0 件）

その他（意見数 31 件）

1 計画全般に係ること（20 件）

2 第2部 子ども・子育て支援事業計画全般に係ること（1 件）

3 第3部 ひとり親家庭等自立促進全般に係ること（3 件）

4 第4部 若者支援全般に係ること（7 件）

第1部 総論 (26件)

第1部 1 基本理念 (4件)

質問 1	基本理念の「安心して暮らすことができるまち」の対象は誰か。若者の意見は反映されているか。高校生や市内中学生への意見聴取はしているか。
---------	--

【市の考え方】 その他

基本理念については、「市民全体」が対象です。若者の考えは、平成30年度にニーズ調査を実施し、市内高等学校の生徒や教職員にも聞き取りしています。

要望 1	子供たちが真に安心して暮らせる浜松とするためには、児童や生徒から直接意見を聴取し、子供がどう考えているのかを把握したうえでプラン(案)を作成する必要があると思われる。本プラン(案)は大人目線によるところが多いように思われる。
---------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

学校を通じて、子供から直接意見聴取することは可能であると思われるため、ご意見として承ります。

提案 1	主人公である子どもを主語にした文章にしてほしい。「そのためには、浜松市の <～中略～> 求められます。」を「そのためには、浜松市のすべての子どもが本来持っている力を十分発揮できるよう健やかで豊かな育ちの環境を整備するために市と市民は多様な取組みを進めます。」など。
---------	--

【市の考え方】 盛り込み済

基本理念は「浜松市子ども育成条例」に基づき、子どもが主体的に生き生きと輝き、子育てがしやすく楽しいと感じられる社会の実現を目指すものと捉えています。

要望 2	SDG s の視点も盛り込んでほしい。
---------	---------------------

【市の考え方】 案の修正

寄せられたご意見により、第2期子ども・若者支援プラン(案)の一部を修正します。

《追加内容》 P.4 第1部 総論 4 計画の位置づけ 参考

◆持続可能な開発目標 (SDG s)

平成27年9月の国連総会決議において持続可能な開発目標 (SDG s) が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して169のターゲットを伴う17の目標が定められました。

本市は、平成30年6月に「SDG s 未来都市」に選定されており、本プランの取組みもSDG sに通ずるものとして、各施策を推進してまいります。

第1部 2 根拠法令（3件）

要望 3	国として批准している「児童憲章」、「子どもの権利条約」を入れてほしい。子どもの権利に詳しい専門家を入れて計画していただいたり、今後の浜松の方向性を考えていただきたい。子どもの視点を入れて再度検討してほしい。 (同様の意見 他2件)
-----------------	--

【市の考え方】 その他

すべての家庭において安心して子育て・生活ができるような取り組みを実施するため、基本理念を「子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松」と定めています。この理念のもと、子どもの権利の擁護をふまえて各施策を推進してまいります。

第1部 5 計画の期間（1件）

要望 4	令和2年から令和6年までのプランになっているが、3年後には時代遅れになっていると思う。もう少し期間を短くしてほしい。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

計画期間は、子ども・子育て支援法により5年を1期とする計画としています。毎年、点検・評価を行うとともに、計画の進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第1部 6-2 基本施策と事業（10件）

要望 5	P.7～ イ その他事業（子ども・子育て支援法に定めのない事業）について、第1期計画から変わっていない事業が大半であると思われるが、事業効果を高めるために既存事業をきちんと検証し、見直しや統廃合を行うべきではないか。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

本プランは毎年点検・評価を行うとともに、計画の進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

要望 6	外国ルーツの子どものための施策として「公立小中学校の取り組み（浜松市教育委員会）」と「定住外国人の子供の就学促進事業」がある。これらの事業は子どもたちの教育を受ける権利を守る事業として明確に記してほしい。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

「公立小中学校の取り組み」につきましては、浜松市教育総合計画にて記載しています。本計画は教育総合計画との連携を図りつつ各施策を実施してまいります。「定住外国人の子供の就学促進事業」は、外国人の子どもの不就学を生まない取組の一つとして、安定した就学へ向けた支援教室の開催を主とするものです。そのため、同事業のみを単独事業として扱うのではなく、不就学ゼロ作戦事業の一環としています。

要望 7	人口増加、少子化対策のために、子育てしやすい環境を整えることが重要であり、産後うつ、児童虐待をなくして皆が明るく健全に楽しく育児ができるようになるために、市民がより利用しやすいよう改善し、産後ケア事業を充実させることが必要である。（同様の意見 他6件）
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

産後ケア事業については、今年度、短時間型のメニューを拡充したところであり、これらの利用状況や利用者の意見、今後の利用者のニーズを見極めて、さらに利用しやすい事業となるよう、引き続き取り組みを進めてまいります。

要望 8	基本施策1「地域の子ども・子育て支援」には、「放課後等デイサービス」は入らないのか。事業名を掲出する考えはないか。
-----------------	---

【市の考え方】 案の修正

放課後等デイサービス事業につきましては、児童発達支援センター運営事業の中に位置づけ事業展開してきましたが、ご指摘のとおり分かりにくいということと、放課後等デイサービス事業が拡充されてきていますので、寄せられたご意見により、第2期子ども・若者支援プラン（案）の一部を修正します。

《追加内容》 P.9 第1部 総論 6-2 基本施策と事業
 基本施策1 子ども・子育て支援
 イ その他の事業（子ども・子育て支援法に定めのない事業）

No.	事業名
84	放課後等デイサービス事業

第1部 7 推進体制（2件）

質問 2	P.12 諮問機関としての合議体として、「浜松市社会福祉審議会児童福祉専門部会」とあるが、委員の構成に子育て支援団体や子育て当事者は含まれているのか。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

民生児童委員や母子寡婦福祉会などの福祉団体、民間保育園・幼稚園、PTA 連合会などの教育関係者、有識者として医師会・大学教授など子育て当事者と近い立場にある計10名で構成されています。

要望 9	P.12 （浜松市子ども・若者支援プランの）推進体制の説明が文章だとイメージしにくい。図で示してはどうか。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。各施策においては、関係各課や外部機関等と連携し、着実に推進してまいります。

第1部 10 第2期プランの成果指標と目標（6件）

要望10	目標値は60%くらいにすべき。市民アンケート調査の際、他都市との比較を記載してはどうか。客観的なデータが示すことができればもっと数値が上がるのではないか。
------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

近年の市民アンケート調査結果で最も高かった平成25年度の52.8%を超えることを令和2年度の目標にしました。その後は、1%ずつ上げて令和6年度には54%を目指します。また、他都市で同じ指標を使用しているとは限らないため、他都市のデータは掲出しません。

質問3	市民アンケートの設問はどのようなものであったか。
-----	--------------------------

【市の考え方】 その他

市民全体及び子育て中の市民に対し、市の施策によって「子育てがしやすくなっていると思うか」を回答いただいています。

質問4	KPI（重要業績評価指数）が「子育てしやすいと感じる市民の割合」であるとのことだが、各施策との相関関係をどのように検証しているか。
-----	---

【市の考え方】 その他

全体的な目標の中で各施策がそれぞれ目標値に対してどのような状態であるかを、事業ごとに毎年点検と評価を行っています。

質問5	事業ごとの見直しはしているか。事業の入替えはあるのか。予算は増加しているのか。
-----	---

【市の考え方】 盛込み済

事業ごとに毎年点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行っています。事業は平成27年の第1期計画スタート時から主要な事業として取り組んでいますので、増加を続けています。それに伴い予算も増加しています。

質問6	「市民アンケート調査」の子育て中の市民の抽出方法と、目標設定の考え方は。
-----	--------------------------------------

【市の考え方】 その他

市民アンケート調査は3,000人を対象とし、そのうち「子育て中」という条件指定をして抽出しています。第1期プランの目標値で達成することができなかった50.0%を令和2年度の目標値として設定しました。

質 問 7	第1期プランにおける目標や実績値や、第1期プランと第2期プランの目標値の進行管理の考え方は。
----------------------	--

【市の考え方】 その他

個別の事業は政策事業シートにより進捗状況を管理するとともに、事業毎に立てた目標値に対して評価を行うこととしています。

第2部 子ども・子育て支援事業計画（59件）

第2部 第2章 II 4 保育所等の待機児童の状況（4件）

要望 1	保育所等の待機児童は平成31年度は31人だが、令和2年度の見込みはどうか。市が積極的に待機児童解消に取り組んでほしい。 (同様の意見 他1件)
-----------------	--

【市の考え方】 盛込み済

保育所等の施設整備等により、待機児童ゼロを目指しています。

質問 1	平成31年の保育所等の待機児童は31人となっているが、きょうだいで別々の保育園等に通っているケースもある。行政区から市全域が対象になることで、このような問題も解消されるのか。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

教育・保育は区域にとらわれず提供されるべきサービスであるため、行政区から市全域としました。

保育所等の施設整備等が進んでいることで待機児童が減り、きょうだいと同じ園に通いやすくなっています。

要望 2	保育所等の待機児童の状況について、平成31年度の31人はどのように算出したのか。その算出方法を記載すべきである。
-----------------	--

【市の考え方】 盛込み済

国の定義に基づき、保育所等へ利用申込しているが、利用できなかった児童数から、認証保育所に入所したり特定園を希望されたりした児童数等を除いて算出した人数です。

第2部 第2章 II 5 放課後児童会の待機児童の状況（1件）

質問 2	放課後児童会の令和2年度の待機児童の見込みはどうか。解消のためにどのような施策を行っていくのか。子どもの数が減ってきているのに待機児童数が増えている理由は。
-----------------	--

【市の考え方】 盛込み済

就業する女性の増加などもあり、放課後児童会の利用ニーズは年々増加しています。令和2年度以降も増加傾向は続くと考えていることから、余裕教室の利用等の対応を進めてまいります。

第2部 第3章 I 2 調査項目（1件）

要望 3	保育所も放課後児童会も単に量を増やすだけでは待機児童は解決しない。利用者が望むことを踏まえてアンケート対象者を考える必要がある。
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

今後の調査に向けて、ご意見として承ります。

第2部 第3章 I 5 調査結果の概要（主なもの）（1件）

要望 4	P.26 「2 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について」、「認定子ども園の創設や移行が進んでいますが、幼稚園の需要も高いことがうかがえます。」とあるが、現状どう使っているのではなく、本当は幼稚園と保育園のどちらに入りたかったのかを聞いてみてほしい。
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

ご指摘のとおり、どちらかを選択する設問内容とはなっていないので、今後の調査に向けてご意見として承ります。

第2部 第3章 II 調査結果の考察（3件）

要望 5	P.29 7 地域子育て支援拠点事業について、支援施設によって支援者の意識や支援、現状や情報の差があると推察する。相談ニーズに対応できるように、子育て支援の質の向上が必要と考える。
-----------------	--

【市の考え方】 案の修正

寄せられたご意見により、第2期子ども・若者支援プラン（案）の一部を修正します。

《修正内容》 P29 第2部 子ども・子育て支援 第3章 ニーズ調査結果等について II 調査結果の考察 (2) 地域子ども子育て支援事業 7 地域子育て支援拠点事業

（修正前）

今後は、メニューを充実し利用者のニーズに応じていく。

（修正後）

今後は、子育て支援の質の向上や、メニューの充実に努め、利用者のニーズに応じていく。

提案 1	夏休みなどの長期休暇中、預け先が確保できずに働くのを躊躇している母親が多いため、長期休暇中のみ預ける体制を作してほしい。 また、学校の早い下校があっても、安心して働けるため、名古屋市のトワイライトスクールのような制度もほしい。
-----------------	--

【市の考え方】 盛込み済

長期休業中のみ開設する場合は社会福祉法人等への「類似放課後児童クラブ助成事業」により対応していますので、対象団体の拡充に努めます。

また、トワイライトスクールに該当する「放課後子供教室」についても、計画的に整備を進めてまいります。

要望 6	小学生以上が安心して過ごせる居場所を、子供が1人で行ける場所（校区内）に作してほしい。また、子供の居場所として、多世代交流できる場所がほしい。図書館がもっと魅力的になるよう、子供が興味のある本を増やしてほしい。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

子供の居場所の充実については、今後の状況を見据えて検討してまいります。

第2部 第4章 II 1 考察した諸条件 (5件)

質問 3	P.31 事業の提供区域の設定における地域の居住割合について、資料に記載されていない区の数値を示されたい。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

提供区域の設定における地域の居住割合について、南区が約 13%、浜北区が約 12%、北区が約 11%、天竜区が約 4%です。

要望 7	P.32 「市立幼稚園・保育所の老朽化した施設については順次改修工事を行い」とあるが、今後全ての施設を改修することが適切であるのか。
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

改修工事の在り方は、今後の状況を見据えて検討してまいります。

質問 4	<p>P.32「就学前における教育・保育を提供するための施設の整備状況」に令和3年度に500人程度の定員増を行うとあるが、P.39の表にはどのように反映されているか。</p> <p>また、P.53「定員増による利用の確保」に、特定教育・保育施設等の創設・増改築等とあるが、P.39の確保の内容からは施設整備が行われる様子が見られない。今後も保育所等の施設整備による定員増は行っていくのか。</p> <p style="text-align: right;">(同様の意見 他2件)</p>
-----------------	--

【市の考え方】 その他

P.39の表には反映させていますが、令和3年度の500人程度の定員増が数値として見えないのは、令和2年度の確保の内容について量の見込みを充足させるよう国や県から指示があり、令和2年度において既存施設の定員変更を多めに見込んでいるためです。令和2年度に定員変更を反映したものを翌年度以降で内部調整し、トータルの数値として反映させており、今後は、待機児童等の状況を鑑みてプランの中での整備計画を検討してまいります。

第2部 第4章 III 1 質の高い教育・保育の提供 (8件)

要望 8	保育教諭・保育士の確保について、幼児教育・保育の無償化により幼稚園の預かり保育ニーズが増えている中で、幼稚園教諭の人材確保が課題である。市として人材確保に取り組んでいただきたい。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

幼稚園教諭の人材確保についても、保育士同様、必要であると認識しており、今後検討してまいります。

要望 9	<p>P.37 「認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校の連携・接続の体制づくりの推進」について、現状ではまだ進んでいない。認定こども園や保育所等との接続が円滑に進むよう、取り組んでいただきたい。</p> <p>また、保育施設の入所基準について、児童の自宅から近い保育施設が優先される仕組みにすることで、小学校への接続がスムーズになり、地域性や定着率が向上すると思われる。 (同様の意見 他1件)</p>
-----------------	--

【市の考え方】 その他

認定こども園、幼稚園、保育園などの就学前施設と小学校との接続は、国の要領・指針等で示されているように子供たちが安心して小学校生活を送るために大切な部分であるため、現行のプランに引き続いて第2期のプランにおいても記載をしていくものであり、ご意見として承ります。

要望 10	<p>幼児教育・保育の無償化等により保育士不足で保育士の負担が増加していくと思われる。保育士確保策を具体的に記載してほしい。 (同様の意見 他3件)</p>
------------------	--

【市の考え方】 盛込み済

新規卒業者の確保等の保育士確保策に取り組むとともに、保育士の処遇向上や保育の質の確保にも取り組んでまいります。

また、保育士確保策は、保育を取り巻く環境等に応じた施策をその都度検討してまいります。

提案 2	<p>P.38 「市、認定こども園、幼稚園、保育所等は連携し、事故発生防止に努めます。」とあるが、園内で軽微な事故や怪我は起こるものであり、全てを防ぐことは不可能であるため、「市、認定こども園、幼稚園、保育所等は連携し、後遺症や命に係わる事故発生防止に努めます。」とすべきである。</p>
-----------------	--

【市の考え方】 その他

国のガイドラインや学校安全資料等にも示されているように、子供の年齢、場所、活動内容に留意し、死亡や重篤な事故とならないよう事故の発生防止と事故後の適切な対応に取り組むことは重要であるため、現行のプランに引き続いて第2期のプランにおいても記載していくものであり、ご意見として承ります。

第2部 第4章 Ⅲ 3 量の見込み、確保の内容とその実施時期 (4件)

質問 5	<p>1号認定子どもは今後減少していくため、幼稚園の小規模化が更に進む。特に小規模化していく市立幼稚園において幼児教育の効果や目的は果たせるのか。規模の見直しをしていく必要があると考える。</p>
-----------------	--

【市の考え方】 その他

市立幼稚園の小規模化については、当該プランとは別に調整してまいります。

質問 6	西区には認定こども園が和光町しかなく、庄内地区・雄踏地区にはない。市立の園を整備する考えはないか。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

西区には認定こども園が和光町の1園を含めて6園あり、令和2年4月には雄踏町に認定こども園が1園開設する予定です。

また、市立の園の整備は、当該プランとは別に調整してまいります。

質問 7	区分の3号と幼稚園型一時預かり事業の確保の内容の関連はどうか。
-----------------	---------------------------------

【市の考え方】 その他

幼稚園型一時預かり事業の確保の内容は、就学前における教育・保育の提供のうち区分1号の施設において実施する事業となります。

要望 11	P.39 「確保の内容」について、市全体の数字であり、区や地域ごとのニーズは一切反映されていない。中心部には大規模園の整備をする土地は確保が難しいため、手薄な地域の整備は今後も検討すべきである。
------------------	---

【市の考え方】 その他

教育・保育は区域にとらわれず提供されるべきサービスであるため、行政区から市全域としました。保育所等の整備計画値は、当該プランとは別に調整してまいります。

第2部 第4章 IV 地域子ども・子育て支援事業（19件）

質問 8	特定型利用者支援事業について、各区役所に配置する保育サービス相談員とは、どのような職員か。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

保育の現場に携わっていた再任用職員や非常勤職員です。

要望 12	妊娠期から子育て期の切れ目のない支援について、子育て世代地域包括支援センターと地域子育て支援拠点事業とのさらなる連携により、子育てしやすい浜松にしていけるよう望む。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

地域子育て支援拠点を含め、関係機関との連携を図ることで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

要望 13	子育て世代包括支援センターが認知されていない。地域子育て支援拠点事業との連携を求めたい。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

各区健康づくり課を子育て世代包括支援センターと位置づけています。今後、地域の子育て支援団体への周知啓発と連携に努めてまいります。

質問 9	放課後児童会の入会について、令和2年度597人が入会できないことになっている。令和元年度の状況はどうか。
-----------------	--

【市の考え方】 盛込み済

放課後児童会の待機児童数は、市全体で令和元年度は471人、平成30年度では355人となっています。放課後児童会は小学校ごとの利用になるため、個別に必要な手立てを考えていくこととなります。

提案 3	放課後児童会は支援員確保とともに、図書室など利用スペースを増やすなど学校ごとに工夫も必要である。地域には退職した教員も多く、退職後も働きたいという願望はあると思われる。人員支援員・施設の確保をして、保護者が仕事を辞めることがないよう尽力いただきたい。
-----------------	---

【市の考え方】 盛込み済

開設場所や支援員等の確保については、あらゆる手段を検討してまいります。

質問 10	放課後児童会は、令和3年度から待機児童が解消されるとのことだが、支援員が確保できるから解消されるのか。
------------------	---

【市の考え方】 盛込み済

令和3年度の待機児童解消を目標として進めていきます。運営委託化を進める中で事業者が雇用によって支援員を確保することが、待機児童の解消につながるものと考えます。

質問 11	放課後児童会の待機児童について、令和3年度に解消される計画だが、実現可能か。
------------------	--

【市の考え方】 盛込み済

放課後児童会は小学校単位での利用になるため、地域で待機児童の数に差が出ています。令和3年度の待機児童ゼロを目指し、待機児童の数が多いところから重点的に取り組んでまいります。

質問 12	生後4か月児健診及び10か月児健診は全員受診しているのか。また1歳6か月児健診も同様に全員受診しているのか。
------------------	--

【市の考え方】 その他

平成30年度における4か月児健診受診率は98.6%、10か月児健診受診率は95.1%、1歳6か月児健診受診率は99.4%です。

質問 13	新生児の検査について、聴力のスクリーニングは浜松市では100%実施しているか。受診券による希望者のみの検査では受けない人もいる。早く療育を進めることができるよう、100%スクリーニングが重要と考える。
------------------	--

【市の考え方】 その他

平成30年度94%が受けています。病院により出産の中でまとめて検査をするところもあります。里帰り出産等の場合、検査機器がない医療機関で出産した方もあるので、保健師が訪問した時に検査結果の確認及び指導を行っています。

要望 14	厚労省より「要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について」の文書がでており、ヤングケアラー支援について入れてほしい。
------------------	---

【市の考え方】 案の修正

寄せられたご意見により、第2期子ども・若者支援プラン（案）の一部を修正します。

《修正内容》 P48 第2部 子ども・子育て支援 第4章事業計画
IV地域子ども・子育て支援事業 No.6(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ★事業概要

(修正前)

児童虐待の発生や深刻化・重症化を防ぐため、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関職員、関係機関の専門性の連携強化を図ります。

(修正後)

児童虐待の発生の未然防止や深刻化・重症化を防ぐため、また、子供の権利を保障するため、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関職員、関係機関の専門性の連携強化を図ります。

要望 15	こども館や児童館の事業は、子どもが主体で考える施策という意味でも、「子どもの生きる力の育みを促す事業」として別の括りを用意すべきではないか。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

こども館と児童館においては、地域子育て支援拠点事業として実施していますので、ご意見として承ります。

要望 16	「子どもの生きる力の育みを促す事業」としては、放課後の居場所作りや、児童館・移動児童館事業などが該当するのではないかと。児童館の機能は十分ではないため、設置数の増加とその機能の充実を希望する。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

児童館等の拡充については、今後の状況を見据えて検討してまいります。

要望 17	No.7.地域子育て支援拠点事業の量の見込みについて、子供の数が減少する前提で作成していると思うが、行政区で見ると中区だけマイナスになっている。区の偏りがないようにできないか。
------------------	--

【市の考え方】 その他

子育て支援ひろば等の利用者は、居住区を超えて自身の子育てに合う場所を利用できるため、影響はないものと考えます。

質問 14	他都市において子育て支援センターを閉鎖しようとする市と、これに反対する利用者の調整が難航しているという報道があったが、浜松市はどうか。 (同様の意見 他1件)
------------------	--

【市の考え方】 その他

子育て支援ひろばについては、平成30年度から令和2年度まで3年間の委託により実施しており、令和3年度以降も量の見込みに基づき、地域バランスを考慮し、事業者を選定して実施する計画になっています。

質問 15	一時預かり事業は、すでに通園している子どもが利用できるか。また、行政区を跨いで利用することはできるのか。 (同様の意見 他1件)
------------------	---

【市の考え方】 その他

一般型一時預かり事業は、保育所等を利用していない児童を対象として、冠婚葬祭など主に緊急時の一時的な預かりを行う事業です。
幼稚園型一時預かり事業は、幼稚園に在籍する園児を対象とした預かり事業です。どちらの事業も行政区にとらわれず利用することができます。

要望 18	幼稚園型一時預かり事業について、市立幼稚園は対象になっているか。また、母親が就労している家庭が市立幼稚園を選択し、預かり保育が利用できるよう制度を確立してほしい。
------------------	---

【市の考え方】 その他

市立幼稚園60園のうち23園で預かり保育を実施しており、拡充については今後のニーズ等を見極めながら慎重に検討してまいります。

要望 19	<p>一般型一時預かり事業の「量の見込み」は利用実績を基に算出しているが、利用希望の連絡があっても園の受け入れ態勢が整わず、受け入れできないことがある。また、「確保の内容」について、「保育の受け入れ体制の拡充」となっているが、そのような取り組みは聞いたことがない。量の見込みも、確保の内容も、きちんと調査して、現実的な数値を記載すべきである。</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

一般型一時預かり事業は、受け入れできていない園もあることを把握しており、量の見込みを算出した際にはその分も考慮しています。また、確保の内容の「保育の受け入れ体制の拡充」については、保育所等の創設に伴う施設数の増加分を加味したものになります。

第2部 第4章 VI 産後の休業及び育児休業における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保（2件）

要望 20	<p>P.53 「保育施設の円滑な利用への調整」に、育児休業取得後の優先利用へ配慮するとの記載があるが、自営業やフリーランスなどの育児休業を取得できない働き方をしている人より優先される根拠はないため、この記載は削除すべきである。むしろ、育児休業延長のためにわざと待機児童になろうとする保留児童については減点し、本当に利用したい方の利用を優先すべきである。</p>
------------------	---

【市の考え方】 その他

保育施設の利用申し込みの際、保護者が育児休業を取得して復職する場合に利用調整基準点に加点することにより優先利用を行っていますが、自営業等に從事されている方は、出産後の休暇取得期間を自分で決めることができるため、優先的な取り扱いを行っていません。今後も、保護者が安心して子育てができる環境づくりを推進し、育児休業終了後の職場復帰を円滑に行うために実施してまいります。

要望 21	<p>P.53 「情報の提供等」に、保育サービス相談員により、育児休業後等における特定教育・保育施設等の様々な情報提供や保護者の相談に応じるとの記載があるが、担当者が園の見学や訪問に来たことは一切なく、個別の施設の事を知らない担当が対応しており、希望者の質問に十分に答えているのか疑問である。</p> <p>保育サービス相談員よりも、入所業務等の事務作業員を増員し、迅速な入所業務を行う方が、待機児童解消につながる。</p>
------------------	--

【市の考え方】 その他

保育サービス相談員は、保育施設の入所に係る相談だけではなく、保育サービスの利用に関する相談業務、待機児童のアフターフォロー業務、保育資源・保育サービスの情報収集業務、ひとり親家庭の自立支援業務等、幅広く子育てに関するサービスに円滑につなげる役割を担っています。

各区の保育サービス相談員が集まる事務連絡会を年数回開催し、情報を共有して課題の解決やサービスの向上に努めており、今後も引き続き実施してまいります。

第2部 第4章 VII 子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実(1件)

要望 22	P.55 職員に助言や技術的支援を行うために保育園等を巡回する人材が用意されているようだが、個々の保育所スタッフの資質向上は喫緊の課題であり、職員への研修事業を実施してほしい。
------------------	--

【市の考え方】 盛込み済

保育所等に入所している障がいのある子供等に対して適切な保育が行えるよう研修会の実施等の支援を行ってまいります。

第2部 第4章 VIII 子供の貧困対策の充実(3件)

要望 23	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの記載は「VII子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援」に入れるべきではないか。また、増員、資質向上のため、養成や研修を行ってほしい。
------------------	--

【市の考え方】 その他

スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの支援については、今回のプランでは子供の貧困対策における教育の支援として掲載しています。

また、増員や資質向上のための研修については、第3次教育総合計画において計画策定しています。

提案 4	教育の支援(2)について、「児童養護施設、ひとり親家庭、生活保護世帯等の子どもに対し、その子のニーズにあわせ訪問型もしくは集団型による学習支援を実施し学習意欲の喚起を図ります。」というように、もう少し現場に即して具体的に表すようにしてほしい。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

現段階では、ニーズ量に対し多くの対象者へ支援を行う必要があるため、集団型として学習支援事業を実施しています。今後の貧困対策の見直しにあたり、ご意見として承ります。

要望 24	子供の貧困対策の充実として具体的な案が見えないため、具体的な内容を盛り込んでほしい。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。貧困対策の充実については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正や「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、取り組んでまいります。

第2部 第4章 IX 職業生活と家庭生活との両立(3件)

要望 25	既存の内容とその成果や今後の取り組みを盛り込むと伝わりやすい。
------------------	---------------------------------

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。関係課と連携し、より広く周知してまいります。

質問 16	派遣したワークライフバランスアドバイザーの人数は。
------------------	---------------------------

【市の考え方】 その他

平成30年度実績で実人数2名、延べ人数4名です。

提案 5	次世代育成支援対策推進法や育児介護休業法の周知だけでなく、父親の育児休暇等が促進されるよう企業に対するインセンティブを設けてはどうか。
-----------------	---

【市の考え方】 盛込み済

本市では、従業員の仕事と生活の両立支援や女性の活躍推進に取り組む事業所を「浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所」として認証しています。認証の特典として、「市が発注する建設工事における総合評価落札方式での加点」や「市が発注する物品購入及び業務委託における優先調達」などがあります。

第2部 第4章 X 総合的な放課後児童対策に関する事項（4件）

提案 6	地域・学区によって定員割れしているところと定員を超えているところの差が大きい。学区で足りていないところの学校を優先的に、放課後子供教室を整備していくことが効率が良いと考える。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

子供たちの放課後の居場所として、放課後児童会及び放課後子供教室を計画的に整備してまいります。

提案 7	三方原小学校の放課後児童会について、利用する児童と地域の高齢者の交流の場としたり、高齢者が集う場所として活用したりしてはどうか。
-----------------	--

【市の考え方】 その他

放課後児童会の運営の中で、地域の方との交流の場を設けることは、個別の放課後児童会との調整で可能と考えます。高齢者の集う場所としては、施設の本来の目的から外れるため、使用できないこととされています。

質問 17	放課後児童会に通う子供の生活態度の指導はどのように行っているか。指針はあるか。
------------------	---

【市の考え方】 その他

国が運営指針を示しています。また、市としても支援員を対象に、児童への対応などについて研修を開催しています。

提 案 8	放課後子供教室スタッフが平日、市の研修への参加が困難なため、日曜日等に開催するなど柔軟に対応してほしい。
----------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

その他の参加者の状況や会場及び講師の確保の観点から、総合的に判断してまいります。

第3部 ひとり親家庭等自立促進（6件）

第3部 第2章 1 ひとり親家庭等の現状（2件）

質問 1	ひとり親家庭等の現状について、支援の対象を選定するための考え方は。
---------	-----------------------------------

【市の考え方】 その他

児童扶養手当を受給している市民が対象となります。

質問 2	児童扶養手当の支給状況に、「本市の児童扶養手当受給者数は、年々減少傾向にあります。」とあるが、これは受給者対象の人数が減っているのか、手当を貰わなくても良いという家庭が増えているのか。
---------	--

【市の考え方】 その他

受給者の所得超過による支給停止の者が増えていることから、受給者数は年々減少傾向にあります。

第3部 第3章 1 子育て・生活支援（3件）

要望 1	ひとり親家庭学習ボランティア事業について、無償ボランティアではなく、有償ボランティアとして、学生の立場も保障すべきと考える。
---------	--

【市の考え方】 その他

現在行っている学習支援については、交通費を支給し、活動していただいています。

要望 2	子育てに関する相談について、支援の情報提供だけでなく、専門相談や子育てガイダンスなど、独自の支援策がほしい。また、DV問題を抱える離婚前の母子家庭も各種支援施策に入れてほしい。
---------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門家による法律・生活・就業相談を年2回実施しています。

また、離婚前の母子家庭においては、状況により、ひとり親家庭の支援として一部実施しています。

質問 3	ひとり親家庭は手厚い援助がある。共働きで子供が多くいる家庭でも、学習支援があったらいいという声もある。共働きでも利用できる制度があるか。
---------	--

【市の考え方】 その他

貧困対策として、ひとり親家庭だけでなく、生活保護世帯や生活困窮を抱える家庭の児童に対する学習支援事業を実施しています。

第3部 第3章 2 就業支援（1件）

要望 3	ひとり親の母親が資格や技術習得、高等職業訓練や面接に行くために、子供の柔軟な一時預かり制度を入れてほしい。
-----------------	---

【市の考え方】 盛込み済

ひとり親家庭への支援として、日常生活支援事業として一時的に生活援助や保育サービスが必要となった場合に利用できる事業として、「ひとり親家庭等日常生活支援事業」（P. 81）等を実施しています。

第4部 若者支援（16件）

第4部 第1章 はじめに（1件）

質問 1	P.89 「若者支援スーパーバイザー」とはどのような職種の方か。
---------	----------------------------------

【市の考え方】 その他

大学教授、医師、臨床心理士等の専門知識を有する方に委嘱しています。

第4部 第2章 I 2 浜松市の若者の現状（7件）

要望 1	P.93（2）「特別支援教育の状況」に対象生徒の進路先を記載してほしい。
---------	--------------------------------------

【市の考え方】 今後の参考意見

P.92 以降の「浜松市の若者の現状」では、若者支援の対象と想定される分野において、量的な数値を記載しています。いただいたご要望に関して、今後、事業実施の参考とさせていただきます。

質問 2	P.93（2）「特別支援教育の状況」について、発達障害の子供も増加傾向にある。どのような対応を考えているか。
---------	--

【市の考え方】 その他

発達障害の子供が増加する中、本市の発達支援学級は、小中学校合わせて毎年10校程度の新設及び30学級程度増設により対応しています。

要望 2	ひきこもりの件数は現実と乖離していると思われる。現実的にどう把握しどういう支援をしていくかが重要。実態の把握は難しいと思うが、もう少し目的を持った対応を示してほしい。（同様の意見 他1件）
---------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

推計値と実態が乖離していることも想定されます。青少年育成センターでは悩みを抱えた方々の相談事業を実施しています。今後、SNS等の相談受付等を通じて実態把握に努めてまいります。

要望 3	不登校の子供が義務教育終了後、どのように過ごしているか、将来の子供の自立に向けてひきこもりとの関連性の調査等に取り組んでほしい。
---------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。今後の調査に生かせるよう努めてまいります。

要望 4	(10) 若者ニーズ調査 調査に LGBT を含むセクシュアルマイノリティを含めてほしい。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

基本理念のもと全ての人々が公平な支援が受けられるよう、今後の調査に向けてご意見として承ります。

要望 5	(10) 若者ニーズ調査 地元のセクシュアルマイノリティ支援団体、大学教授、医療従事者、弁護士、議員などとも協力協働し、より「生きやすい」計画としてほしい。
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。毎年度ごとに事業の評価を実施し、必要に応じて他団体や専門家等と協働しながら、見直しを行います。

第4部 第3章 II 施策の柱(1件)

要望 6	若者支援の予備軍とされる「学齢期・思春期のひきこもり等になる要素の高い子ども」に対する施策に力を入れたらどうか。このような先を見据えた取組みを視野に入れる予定はあるか。
-----------------	--

【市の考え方】 盛込み済

学齢期の子供たちに対する予防的な取組みとして、教育総合支援センターにおいて各事業が展開されており、詳細は第3次教育総合計画に記載されています。また、若者支援として、教育総合支援センターとの連携を図るため、「若者支援地域協議会」に重点をおいて施策推進に努めてまいります。

第4部 第3章 III 施策の柱1 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進(1件)

提案 1	外部とのかかわりを拒否し社会参加できない若者が増加している。「若者支援スーパーバイザー」は単に相談窓口にと留まらず、アウトリーチ等の機動力を兼ね備え、全行政区に配置すれば効果が発揮されると考える。
-----------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

青少年育成センターでは相談窓口「わかば」を開設しており、「若者支援地域協議会」との連携の中で様々な取り組みを行っています。同協議会の中でも訪問事業等の展開が検討事項と捉えています。

第4部 第3章 III 施策の柱2 困難を抱える若者とその家族への支援(6件)

要望 7	適応教室の支援員はパート職とのことだが、カウンセラー等の専門職も雇用すべき。広い地域でも通学に負担がかからないような配慮をしてほしい。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。今後の施策に生かせるよう努めてまいります。

質問 3	P.110 「具体的施策⑤切れ目ない継続した支援」とあるが、39歳を過ぎた後の支援はどう繋げていくのか。
-----------------	--

【市の考え方】 盛込み済

若者支援の対象としては概ね39歳までですが、それ以降の年齢層については精神保健福祉センターが事業の受け皿となります。

質問 4	いじめの問題は施策としてあるのか。具体的な事業の内容は。
-----------------	------------------------------

【市の考え方】 その他

「いじめ問題対策連絡協議会」では、いじめ防止等に関係する機関及び諸団体と連携を図り、情報共有・情報交換を実施し、未然防止・早期発見・早期対応を目指しています。

要望 8	いじめや虐待対策は単に協議会で議論を交わすだけで解決できるか疑問である。所管課としてどう対応していくのか明確に示すべきである。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

いじめ問題対策連絡協議会は、所管する青少年育成センターのほか、学校関係、警察、各種団体等で構成され、当協議会においてもいじめ問題に対する未然防止策を講じているところです。

要望 9	P.110 切れ目のない支援とは具体的にどのような支援か。図などで示してほしい。相談先、担当部署も提示してほしい。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

切れ目のない支援の例として、年齢による支援の途切れがないよう、互いの支援機関が協働して支援を行うことがあります。なお、「若者支援地域協議会」において各支援機関との連携を図っています。特に、教育総合支援センターとは、義務教育年代と卒業後年代についての連携を強化してまいります。ご意見は今後の参考とさせていただきます。

質問 5	高校年代の若者の教育と職業訓練等ができるような若者伴走支援をすすめる考えはあるか。
-----------------	---

【市の考え方】 盛込み済

若年無業者の就労支援として、地域若者サポートステーションはままつ事業があります。こちらでは、働くための一歩が踏み出せるよう個別相談のほか職場体験や学び直し等を実施しています。

その他（31件）

1 計画全般に係ること（20件）

質問 1	今回のプランで特に意見を聴きたいところは。このプランの最重要点は。
---------	-----------------------------------

【市の考え方】 その他

全体として、市民のニーズにマッチしているのかご意見をうかがいたいと考えます。待機児童の解消が喫緊の課題と認識しています。

要望 1	パブリックコメントの意見聴取について、直接、子供や若者たちの声を聴く機会はあるか。年代別の意見を聴いて意見交換してほしい。
---------	---

【市の考え方】 その他

直接的に子供や若者の意見を求めています。年代を問わず幅広く市民からのご意見を募集する機会としています。

要望 2	支援を提供する側のスキルアップについての記載がない。
---------	----------------------------

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。各支援施策を実施するにあたり、質の向上に努めてまいります。

要望 3	施策の内容が表に出ていないものがあるので、もう少し内容を示した方がよい。障害者や外国人等への支援がわかりにくい。
---------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。関係各課と連携して着実に施策を推進してまいります。

要望 4	子育て・生活支援に係る経済的支援について、支援があるから子どもを産もうと思う方は稀であると思われる。少子化対策のためには、子育てによる親の成長や楽しさを知ることができるような支援策の拡充を望む。
---------	---

【市の考え方】 その他

ご意見として承ります。関係各課と連携して着実に施策を推進してまいります。

要望 5	第2期プランでは多種多様な事業を行うこととしているが、区の再編や職員の削減が検討される中、必要な人員が確保されるのか疑問である。結果として、住民や自治会等の負担が増えるようなことはないか。
---------	--

【市の考え方】 その他

区の再編に伴う必要人員の確保については回答を控えさせていただきます。

要望 6	子どもや若者支援の分野において、浜松市が他都市と比較し優れている部分や足りない部分のほか、市が今後何をしようとしているのか本プランに明確に示すべきである。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

計画策定は子ども・子育て支援法により義務付けられていることや、少子化や人口減少等の共通の課題を全国の各都市が対応を迫られている状況から、浜松市が突出している部分を示すことが困難です。

質問 2	本プラン(案)の資料は膨大で一般市民にとっては難解であると思われることから、パブリックコメント制度そのものが想定どおり機能するかどうか疑問である。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

第1期プランにおけるパブリックコメントでは、600件を超えるご意見をいただいたため、市民の皆様から関心をもっていただいていると考えます。

要望 7	今回の計画の中には、「LGBT」「セクシュアルマイノリティ」についての視点がない。これらの子どもや若者が「生きにくさ」を感じることで不登校や中途退学、就労困難、自殺の要因となっている。全ての窓口で子ども・若者、そしてその家族が安心して相談できるワンストップの専門窓口体制の構築や教育の充実を望む。子どもの教育の一環として保育園や幼稚園等に絵本を置いてほしい。(同様の意見 他2件)
-----------------	--

【市の考え方】 その他

総合的な子ども・若者支援の方向性を示す計画であり、LGBTを含むセクシュアルマイノリティについて個別具体的に表しておりませんが、基本理念のもと、各施策において全ての人に公平な支援・サービスを提供し、安心して暮らしていただけるよう取り組んでまいります。

要望 8	数合わせばかりの計画ばかりが際立っている。数重視でなく内容重視の子ども支援にしていきたい。
-----------------	---

【市の考え方】 その他

子ども・子育て支援法に基づき、量の見込みに対する確保の内容を定めていますが、施策・支援の方法についても記載しています。今後も施策の質の向上に努めてまいります。

要望 9	経済発展のために近年繰り出されてきた施策が、子どもの養育にどう影響を及ぼしてきたのかを、丁寧に検討し、子どもが自然に育つユニバーサルデザインのまちを、すべての部署が総出でまちとしてトータルで考えていただきたい。
-----------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。関係各課と連携して着実に施策を推進してまいります。

要望 10	全体的に、「子どもを育てる」環境づくりの視点が強く、「子どもが育つ」環境づくりの視点が弱いという印象を受ける。大人の都合が優先しているのではないかという疑問をもって見直すことが必要と感じる。「子どもの生きる力の育みを促す事業」という視点の事業枠を設けるべき。
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

ご指摘のとおり、子供が主体的に育つ環境づくりは重要と考えます。各施策の実施にあたっては、子供の生きる力を育ていけるよう取り組んでまいります。

要望 11	行政からの一方的なサービス提供という印象が強い。市民協働の視点から、今後のまちづくりを持続可能な形にしていくために、当事者がいかに自分ごととして関わっていくかという視点と仕組みづくりが大切。
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

ご指摘のとおり、市民協働の視点は重要と考えます。各施策の実施にあたっては、「浜松市子ども育成条例」をふまえ、市や市民がそれぞれの役割を果たすべく、相互に連携を図りながら協力して一体的に取り組んでまいります。

要望 12	子どもと若者施策それぞれの該当年齢を図で表したものを適切などころに表してほしい。
------------------	--

【市の考え方】 その他

掲載された施策は、乳幼児から若者まで幅広い年齢層に対し、切れ目のない支援施策を展開すること目指しています。各施策は該当年齢があるものについては、要綱等で明記しています。

要望 13	表記について、こども、子ども、子供の使い分けが定義されているが、3種類の表記は読みにくいので、説明文にある子供は子どもに統一してほしい。
------------------	--

【市の考え方】 その他

本市の公用文作成における漢字使用等につきましては、「浜松市公用文の作成に関する規程」に基づき、常用漢字表によることとされているため、法令等の規定、固有名詞等以外の表記は「子供」とさせていただきます。

要望 14	外国人の学齢期の子ども数は過去最多である。十分に教育を受けられず、日本語も母語も十分に習得できていない若者のため、多言語翻訳だけでなく、行政文書のわかりにくさを改善し、「やさしい日本語」での情報提供や申請書類をつくってほしい。
------------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

ご意見として承ります。わかりやすく迅速な行政手続きができるよう、関係各課と連携してまいります。

提 案 1	人としての基盤づくりである「感覚統合」を可能にする遊びのための場所づくりが十分でない。遊具の保全などハードに関わる内容のみでなく、子どもが主体的に楽しく遊べるよう、公園づくりを「子どもの生きる力の育みを促す事業」の中に入れてほしい。
----------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

ご指摘のとおり、子供が主体的に育つ環境づくりは重要と考えます。各施策の実施にあたっては、子供の生きる力を育ていけるよう関係各課と連携して取り組んでまいります。

提 案 2	遊びの専門家がいるプレーパークのように、子どもの非認知能力を子ども自身が開発できる場が必要。外遊びを勧め、外遊びの整備をする事業を充実させることで、定型発達の子どもに限らず、感覚統合が十分行われない環境の下で育っている子どもたちの引きこもり等の問題への対応策・予防策になり得る。
----------------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

ご指摘のとおり、子供が主体的に育つ環境づくりは重要と考えます。各施策の実施にあたっては、子供の心と体を健全に育成すべく、関係各課と連携して取り組んでまいります。

2 第2部 子ども・子育て支援事業計画全般に係ること（1件）

質 問 3	子ども・子育て支援において、市が委託する事業と、市の事務として実施する事業の棲み分けについての考え方は。
----------------------	--

【市の考え方】 その他

個人情報やプライベートな事を扱うことがあり、外部委託できいなものもありますが、基本的には、民間でできるものは民間にお願いする方針です。

3 第3部 ひとり親家庭等自立促進全般に係ること（3件）

要 望 15	母子・父子家庭の情報を民生委員に公開してもらえるのか。
-----------------------	-----------------------------

【市の考え方】 その他

本人に同意を得ているものではないため、情報公開をするためには情報公開・個人情報保護委員会に諮る必要があります。現在のところは情報提供できません。

要 望 16	父子家庭も増え、困っている方もいるため、土・日曜日を含めた相談窓口等を今後検討してほしい。
-----------------------	---

【市の考え方】 今後の参考意見

第2土曜日に浜松市母子寡婦福祉会が悩み事について電話相談を行っています。

要望 17	若者の子育てはひとり親でなくても大変だが、第3部は「ひとり親」だけが対象か。このようなプランがあることを若い方たちに発信してほしい。
------------------	--

【市の考え方】 今後の参考意見

第3部については、経済的に厳しい状況におかれている割合の高いひとり親の自立促進を目的とした計画となっています。

策定された計画は市ホームページで広く公開しています。

4 第4部 若者支援全般に係ること (7件)

質問 4	若者の定義について、社会生活を送る上で困難を有する若者とは、どのくらいの年齢を指すのか。学生も含まれるのか。 (同様の意見 他2件)
-----------------	--

【市の考え方】 その他

若者の定義は概ね15歳から39歳までとしています。その中には学生も含まれます。

要望 18	保護者に頼ることができず、虐待や貧困等の問題の中で、就労や自立をあきらめてしまう若者への支援が少ない現状である。そのような若者への支援も想定してほしい。
------------------	--

【市の考え方】 盛込済み

市では、若者相談支援窓口「わかば」を設置し、相談内容にふさわしい支援機関を紹介しています。また、「わかば」では、今後SNSを活用した相談を取り入れ、若者ご本人からの相談がしやすい体制づくりに努めてまいります。

要望 19	貧困等で交通手段がない子供たちがいつでも受け入れられる場所が校区内にあり、学校に行く代わりに自習ができたり、家庭的な雰囲気が味わえたりするような場所があるといい。
------------------	---

【市の考え方】 盛込済み

現在、不登校の子供たちを対象にした適応指導教室を市内に校外で8校、校内に15校設置して、個にあった支援を実施しています。また、貧困対策として、ひとり親家庭や生活保護世帯など生活困窮を抱える家庭の中学生までの児童に対して、学習支援事業を市内17か所で実施しています。

要望 20	ひきこもりがメインでの支援となっている。虐待や貧困等で親に頼れず、住居や経済的な支援がなく困っている若者への支援が乏しい。年齢による支援の切れ目がない支援制度がほしい。
------------------	--

【市の考え方】 盛込済み

複合的な困難の状況に応じた取組事業として「生活困窮者自立支援事業」を実施しており、本事業は若者も対象としています。また市内には様々な支援機関がありますが、切れ目のない支援ができるよう、「若者支援地域協議会」を中心にしてより一層の連携を図れるよう努めてまいります。

質問 5	若者への支援は金銭的支援か、就職・生活の上で持続性のある支援か。
-----------------	----------------------------------

【市の考え方】 その他

若者支援は、市として直接経済支援というわけではありません。市内にある各専門の支援機関へ導くための「わかば」という相談窓口を開設しています。